

## 第3次国東市総合計画策定及び行政経営システム再構築支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1、事業の目的

国東市では、第2次総合計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たな総合計画を策定する必要があります。

我が国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、感染症や自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まりなどにより大きく変化しています。このような中、先人たちより培われた国東市の強みや地域特性、有用な資源を最大限に活かし、未来へつなぐとともに、必要な市民サービスを安定的に供給する持続可能な都市となるためには、中長期的な視点と時代の変化に的確に対応する短期的な視点の両方を持ち合わせ、2015年9月に国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンに据え、わが国においても持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)を略して、以下「SDGs」とする)に関する取組みを推進する計画の策定が望まれています。

本業務では、総合計画を確実にかつ円滑に遂行することを目的として、行政経営システム、つまり、総合計画の進捗管理を目的とした事務事業管理及び行政評価制度といった行政マネジメントを適切に運用し、その結果を予算編成・執行や財政計画、組織・人事管理、行財政改革等と連動させる仕組みを、事業者の専門的な知見からの支援を受けて、再構築していくことを目的とします。

### 2、業務概要

#### (1) 委託事業名

第3次国東市総合計画策定及び行政経営システム再構築支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「第3次国東市総合計画策定及び行政経営システム再構築支援業務委託仕様書」による

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月20日(月)まで

#### (4) 事業費限度額(消費税及び地方消費税を含む。)

金32,314千円以内

(令和3年度:金15,432千円以内(消費税及び地方消費税を含む。))

(令和4年度:金16,882千円以内(消費税及び地方消費税を含む。))

上記金額は、単に年度別の業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を

示すものではありません。また、見積書を提出する際は、事業費限度額を超えてはなりません。

### 3、公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

第3次国東市総合計画策定及び行政経営システム再構築にあたり、広範囲にわたる基礎データの収集、市民意向や市の現状と課題の把握の分析、感染症等の対策等についての反映、また、行政経営システムの再構築については、人口減少の中における持続可能な行政体制整備を中長期にわたって構築していく必要があることから、総合計画の策定、行政経営システムの再構築について、連動して策定・構築していく必要があることから、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から技術提案を募集し、国東市プロポーザル方式又はコンペ方式による契約手続きに関する実施要項(平成21年10月26日国東市告示第86号。以下「要綱」という。)に基づき一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施します。

### 4、事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順(詳細は、参加手続きに掲載)

(1)実施要領の公告	令和3年4月13日(火)
(2)第1回目質問書受付開始	令和3年4月13日(火)
(3)第1回目質問書受付期限(17時まで)	令和3年4月19日(月)
(4)第1回目質問書回答日	令和3年4月22日(木)
(5)参加表明書等提出期限(17時まで)	令和3年4月27日(火)
(6)参加資格決定通知書交付	令和3年4月30日(金)
(7)第2回目質問受付開始	令和3年4月30日(金)
(8)第2回目質問書受付期限(17時まで)	令和3年5月11日(火)
(9)第2回目質問書回答日	令和3年5月14日(金)
(10)企画提案書提出期限(17時まで)	令和3年5月19日(水)
(11)第1次審査(書類審査)	令和3年5月24日(月)
(12)第1次審査結果通知	令和3年5月25日(火)
(13)第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和3年6月 2日(水)
(14)第2次審査結果通知(選定結果)	令和3年6月 4日(金)
(13)契約締結	令和3年6月中旬

※第1次審査(書類審査)で、上位5事業者程度を選定します。

※第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)は、書類審査の上位5事業者程度で実施させていただきます。

### 5、プロポーザル方式等の種別(指名型又は公募型の別)

公募型

## 6、公募条件、公募期間、実施要領等の配布、事務局

- (1)公募の方法 国東市ホームページにおいて公募する。
- (2)公募期間 令和3年4月13日(火)～令和3年4月27日(火)まで
- (3)実施要領及び提案書等の様式の配布場所  
国東市ホームページ(<http://www.city.kunisaki/oita.jp/>)
- (4)事務局 国東市役所政策企画課  
大分県国東市国東町鶴川149番地  
メールアドレス seisaku@city.kunisaki.lg.jp

## 7、参加資格

本プロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件をみたしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者として取り扱わないものとします。

- (1)令和3、4年度における国東市競争入札参加資格者名簿(物品製造等)に登録されている者であること。
- (2)国又は地方公共団体から指名停止措置等の行政処分がなされていないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続等及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (5)九州管内に本社、支店及び営業所等のいずれかを置く者。
- (6)国東市暴力団排除条例(平成23年条例第17号)に規定する暴力団員でないこと。
- (7)地方自治体の総合計画策定支援及び行政経営システム再構築業務における支援実績を有している者であること。
- (8)本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (9)国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10)個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

## 8、参加手続

### (1)第1回目質問書の受付

プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書(様式6号)を作成し、次のとおり提出すること。

○受付期間

令和3年4月13日(火)～令和3年4月19日(月)迄(8時30分～17時00分)

○提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。

○回答方法

令和3年4月22日(木)に国東市ホームページに掲載する。

ただし、プロポーザルの参加資格関係の質問は、各質問者に対して個別に回答する。

## (2) 参加表明書等の受付

○提出書類

- ・参加表明書(様式第1号)
- ・会社概要調書(様式第2号)
- ・業務実績書(様式第3号)
- ・業務の実施体制表(様式第4号)
- ・配置予定技術者調書(様式第5号)
- ・法人・商業登記現在事項全部証明書)
- ・財務諸表
- ・納税証明書

○受付期間

令和3年4月13日(火)～令和3年4月27日(火)迄(土・日を除く。)

(8時30分～17時00分)

○提出方法

事務局へ持参又は郵送(受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。)により提出すること。

○提出部数

様式第1号は1部、その他については各5部提出すること。(証明書については、1部原本であとは写しで可。)

○参加資格決定の通知

令和3年4月30日(金)に参加資格決定者には、参加資格決定通知書を送付する。

## (3) 第2回目質問書の受付

参加資格決定通知書の交付を受けた者のうち、企画提案書等に関して質問がある者は、企画提案書等に関する質問書(様式第7号)を作成し、次のとおり提出すること。

○受付期間

令和3年4月30日(金)～令和3年5月11日(火)迄(土・日・祝を除く。)

(8時30分～17時00分)

○提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話して着信の確認をすること。

○回答方法

令和3年5月14日(金)に国東市ホームページに掲載する。

#### (4) 企画提案書等の受付

企画提案書等は、次のとおり提出すること。

- ・企画提案書表紙(様式第8号)
- ・企画提案書(様式第9～11号)
- ・工程表(様式第12号)
- ・見積書(任意様式)

見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。正本1部のみ提案者の代表印を押印。副本は複写可。

○受付期間

令和3年4月30日(金)～令和3年5月19日(水)まで(土・日・祝を除く。)

8時30分～17時00分まで

○提出方法

事務局へ持参により提出すること。提出者は指定しないが、参加資格決定通知書を持参し、提出すること。

○提案内容

仕様書の業務内容に掲げる①・②及びその他提案事項③において、①・②はそれぞれ2枚以内、③は1枚にまとめて提案すること。(用紙等については、作成方法のとおり。)

- ①総合計画の策定について
- ②行政経営システム再構築について
- ③その他提案事項について

○作成方法

企画提案書の用紙は日本工業規格A3判、横遣い、文字は10.5ポイント以上とする。

○提出部数

企画提案書は、10部提出とする。

#### (5) 第1次審査結果の通知

第1次審査結果は、令和3年5月25日(火)に国東市ホームページで公表する。また、第1次審査合格者に対しては、電子メール及び文書にて通知する。なお、審査結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

## (6) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)の実施

第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)に関する詳細については、第1次審査の合格者へ別途通知する。

### ○実施日(予定日)

令和3年6月2日(水)13時30分～

(プレゼン:1者30分程度/ヒアリング:1者10分程度)

### ○実施場所

国東市役所本庁舎3階 防災対策本部室

### ○出席者

今回の事業に携わる者のみ3名以内とし、業務実施体制に記載されている者以外の参加は認めない。

### ○利用できる機材

プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参のこと。

### ○プレゼンテーション及びヒアリングの順番及び時間

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間は、参加者の抽選によって決定する。抽選は、企画提案書等の受付の際に実施する。

### ○その他

プレゼンテーションは、提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けない。

## (7) 第2次審査結果の通知

第2次審査結果は、令和3年6月4日(金)に国東市ホームページで公表する。また、最優秀者1者及び優秀者1者に対しては、電子メール及び文書にて通知する。なお、審査結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

## 9 審査方法

### (1) プロポーザル審査委員会の設置

優先交渉権者等の審査及び選定は、適正かつ公平に行うため、要綱に基づき審査委員会にて行う。

### (2) 優先交渉権者の選定

本業務の受託者選定に当たっては、審査委員会にて評価要領における審査基準に基づき提出書類を審査し、上位の提案者のみプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最も優れた企画提案を行った者を第1優先交渉権者として選定する。また、次点を第2優先交渉権者として併せて選定する。

### (3) 第1次審査(書類審査)

審査委員会が評価要領、審査基準、評価配点を決定し、参加者から提出された書類を採点する。また、審査委員会は、採点結果を審査し、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者として、採点結果に基づき上位から最大5者を選定する。

### (4) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

審査委員会が評価要領、審査基準、評価配点を決定し、プレゼンテーション及びヒアリング審査によって、最優秀者(第1優先交渉権者)1者及び優秀者(第2優先交渉権者)1者を選定する。

## 10 契約の締結

最優秀者(第1優先交渉権者)に選定された者と随意契約を締結する。当該契約が不調等の場合は、優秀者(第2優先交渉権者)に選定された者と随意契約を締結するものとする。

## 11 参加申込者の失格

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 審査委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
- (4) 本要領の規定に違反すると市長が認める場合
- (5) 指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - ② 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - ④ 虚偽の記載があるもの(契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。)

## 12 参加表明申込等に要する経費

参加表明申込及び技術提案書等の応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

## 13 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は、本市に請求できない。

## 14 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届(様式第13号)を提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

## 15 その他

(1) 企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本市は、提出された関係書類等は返却しない。

(3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。

(4) 配置技術者の変更は、本業務完了まで病休・死亡・退職等の本市が認める理由のほかは認めない。

(5) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議して決定する。

(6) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。